

同意書及び誓約書

	同意内容	確認欄
1.	入所申込みのしおりを熟読し内容を理解、了承しました。	確認 ☐
2.	申請内容が実態と異なる場合は、保育所（園）入所をとり消されても異議有りません。	確認 ☐
3.	保育料算定のため、この申込書に記載した世帯員の課税状況等につき、市税等関係部に確認を求めることに同意します。	確認 ☐
4.	決定された保育料は、遅滞なく納付し、 滞納しないことを誓います。 滞納した場合は、いかなる措置を講じられても異議を申し立てません。	確認 ☐
5.	就労（予定）証明書の記載内容について、適正であるか確認する必要がある場合、その調査をされることに異議を申し立てません。 ※証明書の内容が虚偽であることが発覚した場合、保育所等の入所が取消となり、刑法上の罪に問われる可能性があります。	確認 ☐
6.	子どものより良い成長を願うため、必要な場合は、こども・若者サポートセンター及び葛城市健康増進課で実施した健診、発達相談等の結果についての情報共有に同意します。	確認 ☐
7.	給食費（主食費および副食費）は、遅滞なく保育所（園）に納付し、 滞納しないことを誓います。 滞納した場合は、児童手当等より納付することに同意します。	確認 ☐
8.	受付期間中に申請書を提出できなかった場合、利用調整の優先順位が受付期間内に提出された方よりも低くなります。 申請書を受付期間内に提出できなかった場合は前述の利用調整が適用されても異議を申し立てません。	確認 ☐
以降の項目は次の通りご対応ください。 1. 該当の有無を確認し、「該当する☐、該当しない☐」いずれかに☒を記入 2. 「該当する☒」項目については内容を確認し、「確認☐」に☒を記入 （「該当しない☒」項目については「確認☐」に☒を記入する必要はありません）		
9.	*【4月入所を希望される方】 該当する☐ 該当しない☐ 次年度4月の入園に向けた申請を行う場合にあっては、認定事務が集中するため、支給認定の結果通知は、申請年度の3月下旬頃になることに同意します。	確認 ☐
10.	*【當麻第1保育所への入所を希望される方】 該当する☐ 該当しない☐ 當麻第1保育所は令和9年度末をもって閉所予定です。 そのため、申込年齢によって卒園出来ない場合や在園児が大幅に減少する可能性があります、その状況に対して異議を申し立てません。	確認 ☐
11.	*【葛城市へ転入予定である方】 該当する☐ 該当しない☐ 転入予定である場合、葛城市へ入所申込することができます。ただし、 <u>入所月の前月末まで</u> に入所する児童、及び、保護者の住民票を葛城市に移していただけない場合、入所取消しとなる場合があります。これに対し、異議を申し立てません。	確認 ☐
12.	*【求職活動中の方】 該当する☐ 該当しない☐ 求職活動中である場合は、保育所等への入所後3ヶ月以内（4月入所の場合6月末日まで）に就労等を証明する就労証明書を提出されない場合、退所となります。これについて異議を申し立てません。	確認 ☐

13.	*【市外の保育所等の利用を希望される方】 該当する□ 該当しない□ 「市外の保育所等を希望する理由」が必要となります。葛城市では基本的に以下の内容を理由として認めております。 希望施設が（を）・・・ ・児童を送迎する保護者の勤務先の近くにある、又は、通勤経路上にある。 ・祖父母等の家（父母の実家）の近くにある。 ・葛城市に転入してくる前から継続して利用している。 ただし、葛城市が認めたとしても、希望する施設のある市区町村が利用調整を行うため、不承諾となる（利用できない）場合があります。また、調整結果は葛城市を経由するため、申請年度の3月下旬頃の通知となる場合があります。以上について異議を申し立てません。	確認□
14.	*【出産予定の方】 該当する□ 該当しない□ 葛城市では育児休業を保育理由として認定するためには、「就労」を理由として保育所等に在籍し、その後、就労から「産前・産後」に保育理由を変更した場合にのみ認定することができます。よって、「<u>産前・産後</u>」を理由に保育所等へ入所した場合は、「<u>産前・産後</u>」による<u>認定期間の終了をもって退所となります。</u>これについて異議を申し立てません。	確認□
15.	*【育児休業を取得予定・取得中の方で、保育施設に在園中の2・3号認定きょうだいがいない方】 該当する□ 該当しない□ 保育所等に入所が決定した場合、「取得している育児休業を入所翌月中（例：4月入所の場合は、5月31日まで）に終了（職場復帰）し、職場復帰する（している）ことを証明する就労証明書」を改めて提出していただけない場合、退所となります（例の場合は5月31日をもって退所）。これについて異議を申し立てません。	確認□
16.	*【育児休業を取得予定・取得中の方で、保育施設に在園中の2・3号認定のきょうだいがいる方（5歳児は除く）】 該当する□ 該当しない□ 育児休業中は、「保育を必要とする理由」として認定されないため、在園児は退所していただくことになります。<u>育児休業における特例措置の要件に該当し、必要な手続きを行った場合はその限りではありません。</u>要件に該当しても必要な手続きを行わなかった場合、<u>退所となります。</u>また、<u>育休対象児の満1歳の誕生日で入所を希望し、入所が決定した場合は、入所月中に復職していただく必要があります。</u>（ただし、誕生日の前月までを入所希望月とする場合は、入所翌月中の復職でも可）これについて異議を申し立てません。	確認□
17.	*【育児休業を取得予定・取得中の方】 該当する□ 該当しない□ 育児休業延長の手続きの際、保育所等に利用申込した申込書の写しが必要になる場合があります。<u>書類の提出前に、必ず写しの準備をするようお願いいたします。</u>	確認□

令和 年 月 日

葛城市長 様

住 所 葛城市

誓約者氏名

児 童 氏 名（連名可）